

## 毒物及び劇物指定令

(特定毒物)

### 第三条

法別表第3第10号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

1	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
2	四アルキル鉛を含有する製剤
3	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
4	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
5	ジメチル-(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)-ホスフェイトを含有する製剤
6	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
7	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
8	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
9	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
10	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

---